（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十条第五項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第百三十一条第一項第二号	第四十三条第三項	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号。以下「令和二年改正法」という。）第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第二項又は第三項
改正前厚生年金保険法第百三十一条第二項	第四十三条第三項	令和二年改正法第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第二項又は第三項

附則第五条第三項の表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同表確定拠出年金法第五十五条第二項第四号の二の項の次に次のように加える。

確定拠出年金法第六十九条	有無	有無、存続厚生年金基金の加入員の資格の有無

附則第五条第三項の表改正後確定拠出年金法第七十四条の二第二項の項中「改正後確定拠出年金法」を「確定拠出年金法」に改める。

附則第三十八条第二項の表第百五十三条第一項第八号の項中「及び同法」を「、同法」に改め、「終了制度加入者等」の下に「及び同法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者」を加え、同条第三項の表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項中「改正後確定拠出年金法第四十八条の二」を「確定拠出年金法第四十八条の二（同法第七十三条において準用する場合を含む。）」に改め、同表に次のように加える。

確定拠出年金法第五十四条の五及び第五十四条の七	企業年金連合会	存続連合会

附則第四十条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け、附則第四十九条の二第一項の規定により同項に規定する企業型年金加入者であった者又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

附則第四十条第八項中「確定拠出年金法第四十八条の二」の下に「（同法第七十三条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条」を「同法第四十八条の二」に改める。

附則第四十一条第二号中「第六号」を「第七号」に改める。

附則第四十九条の次に次の一条を加える。

（企業型年金加入者であった者に係る措置）

第四十九条の二　存続連合会が附則第四十条第二項第六号に掲げる業務を行っている場合にあっては、存続連合会は、附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、同条第一項に規定する企業型年金加入者であった者（以下「企業型年金加入者であった者」という。）又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

2　存続連合会は、前項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該企業型年金加入者であった者又はその遺族に通知しなければならない。

3　附則第四十六条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

附則第五十一条中「及び第四十八条第三項」を「、第四十八条第三項及び第四十九条の二第一項」に改める。

附則第五十二条中「に係る措置及び解散基金加入員等に係る措置並びに確定給付企業年金中途脱退者に係る措置及び改正後確定給付企業年金法」を「、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者、改正後確定給付企業年金法」に「に係る措置に」を「及び企業型年金加入者であった者に係る措置に」に改める。

附則第五十七条第一項及び第四項、第五十八条第一項ただし書及び第四項並びに第五十九条第一項ただし書及び第三項中「若しくは第四十七条第三項」を「、第四十七条第三項若しくは第四十九条の二第一項」に改める。

附則第七十一条第二項中「及び改正後確定給付企業年金法」を「、改正後確定給付企業年金法」に改め、「終了制度加入者等」の下に「及び企業型年金加入者であった者」を加える。

附則第八十二条中「改正後厚生年金保険法の」を「厚生年金保険法の」に、「みなして、改正後厚生年金保険法」を「みなして、同法」に、「第九十二条第一項、第二項及び第四項」を「第九十二条第一項、第九十二条第一項及び第三項」を「第九十二条第一項」に改める。

附則第九十三条第二号中「第四十九条第七項において準用する場合を含む。」の下に「、附則第四十九条の二第二項」を加え、「又は附則第六十一条第三項」を「、附則第六十一条第三項」に改め、「第百六十一条第七項」の下に「、附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第五項又は附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第五項（附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第四項及び附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「及び第四十九条第八項」を「、第四十九条第八項及び第四十九条の二第三項」に、「又は附則第六十一条第三項」を「、附則第六十一条第三項」に改め、「第百六十一条第八項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十条第七項」の下に「又は附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第六項（附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第六項、附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第五項及び附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第八項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十五条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十一条第二項の項を次のように改める。

改正前厚生年金保険法第百三十一条第二項	申出をした者に	申出（令和二年改正法第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この項において同じ。）をした者に
	申出の月	申出のあつた月
	第四十三条第三項	令和二年改正法第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第二項又は第三項